

## 宇治田原町の健全化判断比率及び公営企業資金不足比率について

### ○健全化判断比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成23年度の健全化判断比率を公表します。健全化判断比率は「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」の4つの指標からなります。

平成26年度の健全化判断比率はいずれも早期健全化基準を下回りました。

単位：％

健全化判断比率	平成26年度	早期健全化基準	備考
① 実質赤字比率	-	15	
② 連結実質赤字比率	-	20	
③ 実質公債費比率	7.3	25	
④ 将来負担比率	-	350	

※0％以下の場合には「-」表示

### ○資金不足比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、宇治田原町の公営企業の資金不足比率について公表します。水道事業会計、奥山田地区簡易水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計のいずれも経営健全化基準を下回りました。

単位：％

公営企業会計名	平成26年度 資金不足比率	経営健全化基準	備考
水道事業会計	-	20	
奥山田地区簡易水道事業特別会計	-	20	
公共下水道事業特別会計	-	20	

※0％以下の場合には「-」表示

早期健全化基準、経営健全化基準の数値を上回ると財政健全化計画若しくは経営健全化計画を策定し、計画の達成に必要な取り組みを進めなければなりません。

平成26年度の本町の比率はいずれも健全化基準に抵触しておらず、良好な財政運営を行っていると言えます。